

兵庫県公報

平成21年12月1日 火曜日 第2138号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴う丹波市の区域内における字の区域変更（同）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 平成21年度第4・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	13
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（北播磨県民局）	15
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（阪神南県民局）	16
○ 入札公告（県立淡路景観園芸学校）	16
病院局公告	
○ 入札公告（県立西宮病院）	18
○ 同 上（県立姫路循環器病センター）	21

告 示

兵庫県告示第1192号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年12月10日からその効力を生ずるものとする。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
櫛谷町池谷	大 谷	50の87 50の88	井吹台北町 4丁目
	小 谷	19の10	
櫛谷町寺谷	櫛 谷	1242の3 1242の70 1242の91 1242の686 1242の758 1242の759	
櫛谷町福谷	助 廣	339の19から339の22まで 339の43から339の45まで	
	三ツ松	177の4 177の5 177の15から177の19まで 178 179 180の2 182から184まで 185の2	

櫛谷町寺谷	櫛 谷	1242の751 1242の752 1242の754から1242の756まで	井吹台東町 7丁目
櫛谷町友清	奥鎌ヶ谷	68の3 69の5 69の6	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成21年7月8日現在の地番である。



兵庫県告示第1193号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、丹波市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、丹波市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
氷上町石生	佃	181の1 182の1 183の1 188の2	氷上町石生
	保根通	218の1 219の3 220の1 225の1 225の2 226の1 226の2 227の1 227の2 228 229の1 229の2 230の1 231の1	
	梨尾田	234の2	
	北石丸	281の1	
	箱根田	300 301の1 302 303) の2 304の1 307の1 307の2 308 309 の1 309の2 310の1 310の2 311から314まで 316の1 316の2 318の1 318の2 319 320の1 320の2 321の1 321の2 322から327まで 329の2 330の1 330の2 331から333まで 334の1 334の2 335の1 335の2 336の1から336の3まで 338の1 339の3 340の1	
	志金田	341 342の1 343の1 344の1 345から347まで 349 350の1 351 352 356の1 357 360の1 361 362	
	坂本	378から381まで 382の1 383から385まで 386の1から386の3まで 387 388の1から388の3まで 389 390	
猪ノ尾	394の1 395の1 396 397の1から397の4まで 398の1から398の3まで 399の1 399の2 400 401 403 405から411まで 412の1から412の3まで 414 415 419の1から419の3まで 420の1から420の3まで 421の1 421の5 421の9 421の15 422の1 422の5 436の1 436の4 436の5 448の1 449の1 449の4 450の1 450の2		

唐 洲	482の2 482の6 482の7 482の9 482の10 482の21から482の24まで 488の1 495の1 495の2 496の1 497の1 497の2 498の1 499 500 502から518まで 519の1 519の2
矢 草 堤	500の1
竹 原	520から525まで 534から537まで
下 久 手	675の1 688 689 692 693

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字氷上町石生字保根通229の1、229の2、231の1に隣接する大字氷上町石生字梨尾田の道路、水路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字箱根田302 $\left. \begin{matrix} 301 \\ 303 \end{matrix} \right\}$ の2の地先の大字氷上町石生字北石丸の道路、水路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字唐洲488の1の地先の大字氷上町石生字上久手の水路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字下久手693に隣接する大字氷上町石生字上久手の道路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字坂本378、384、385、386の3、387の地先の大字氷上町石生字向山の道路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字坂本387、388の3、389の地先の大字氷上町石生字向山の道路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字竹原520に隣接する大字氷上町石生字下久手の道路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字竹原520、535、536の地先の大字氷上町石生字下久手の道路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

また、大字氷上町石生字竹原525の地先の大字氷上町石生字竹原の道路、水路である公有地の全部は、大字氷上町石生に編入する。

備考 地番は、平成21年3月4日現在の地番である。



兵庫県告示第1194号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 上田病院
 所 在 地 神戸市中央区国香通1丁目1番4号
 認 定 年 月 日 平成20年5月1日
 認定の有効期限 平成23年4月30日
- 2 名 称 神戸赤十字病院
 所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
 認 定 年 月 日 平成21年8月1日
 認定の有効期限 平成24年7月31日
- 3 名 称 兵庫県災害医療センター
 所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
 認 定 年 月 日 平成21年8月1日

認定の有効期限 平成24年 7 月31日



兵庫県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年12月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
洲本市	鳥飼浦地区



兵庫県告示第1196号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年12月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字白菅4の1、4の25、字和佐父東平331の26、331の34
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1197号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年12月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字下ノ谷1993の9、1993の10、1993の13
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1198号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町門谷字サヲ谷150から165まで、165の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サヲ谷151から155まで、157
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1199号

平成21年度第4・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

森 林 計 画 区	単 位 区 域 名	範 囲 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積 (ha)								備 考
			水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		干害防備保安林		保 健 保 安 林	計	
			民有林	国有林・ 官行造林	民有林	国有林・ 官行造林	民有林	国有林・ 官行造林			
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	—	2.40	—	—	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	201.62	6.50	1.04	—	—	—	—	209.16	
	神戸地区	神戸市	7.58	—	26.56	18.38	—	—	34.58	87.10	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	471.01	53.04	98.67	—	—	—	10.98	633.70	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	729.60	15.20	132.56	—	—	—	59.14	936.50	姫路市(旧姫路市、 旧飾磨郡家島町、 同郡夢前町及び旧 神崎郡香寺町の区 域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	1,328.50	633.42	161.63	—	3.28	—	31.40	2,158.23	姫路市(旧宍粟郡 安富町の区域をい う。) 宍粟市(旧宍粟郡 山崎町、同郡一宮 町及び同郡波賀町 の区域をいう。) 干害防備保安林は 宍粟市(旧宍粟郡 一宮町に係る区域) に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	750.32	104.43	171.56	—	—	—	15.38	1,041.69	宍粟市(旧宍粟郡 千種町の区域をい う。)
円山川	円山川 下流	豊岡市	900.19	61.06	64.75	—	0.72	—	2.92	1,029.64	豊岡市(旧豊岡市、 旧城崎郡城崎町、 同郡日高町、旧出 石郡出石町及び同 郡但東町の区域を いう。) 干害防備保安林は 旧城崎郡城崎町に 係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	891.50	144.52	42.03	—	2.52	1.18	24.86	1,106.61	豊岡市(旧城崎郡 竹野町の区域をい う。) 干害防備保安林は 美方郡香美町(旧城 崎郡香住町に係る 区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	295.40	142.52	25.43	—	—	—	1.42	464.77	
	南但地区	養父市 朝来市	1,383.66	111.24	170.61	—	—	—	47.04	1,712.55	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	803.09	55.32	113.75	—	—	—	24.58	996.74	丹波市(旧氷上郡 柏原町、同郡氷上 町、同郡青垣町及 び同郡山南町の区 域をいう。)
	竹田川	丹波市	100.68	6.92	22.86	—	—	—	9.20	139.66	丹波市(旧氷上郡 春日町及び同郡市 島町の区域をい う。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	376.41	30.96	1.48	—	—	—	78.36	487.21	淡路市(旧津名郡 東浦町の区域に限 る。)
合 計		8,239.56	1,365.13	1,035.33	18.38	6.52	1.18	339.86	11,005.96		



兵庫県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	西脇市西田町字蒲之元181番1から 同 市西田町字名草214番5まで	旧	12.0から 15.0まで	178.0	
		新	12.0から 26.0まで	178.0	



兵庫県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 津万井西田線	西脇市西田町字蒲之元189番11から 同 市西田町字蒲之元197番8まで	旧	5.0から 9.0まで	116.0	
		新	9.0から 10.0まで	105.0	



兵庫県告示第1202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜出(1) I (109000204)	相生市矢野町釜出（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
釜出(2) I (109000205)	相生市矢野町釜出（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
金坂 I (109000206)	相生市矢野町金坂（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

榊(4) I (109000207)	相生市矢野町榊 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(1) I (109000208)	相生市矢野町榊 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(2) I (109000209)	相生市矢野町榊 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(3) I (109000210)	相生市矢野町榊 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 I (109000211)	相生市矢野町中野 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
能下(1) I (109000212)	相生市矢野町能下 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
森 I (109000213)	相生市矢野町森 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
上 I (109000214)	相生市矢野町瓜生 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(3) I (109000215)	相生市矢野町二木 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(1) I (109000216)	相生市矢野町二木 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
下項(1) I (109000217)	相生市矢野町真広 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
下項(2) I (109000218)	相生市矢野町下田 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
深山口 I (109000219)	相生市矢野町小河 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(2)(1) I (109000220)	相生市矢野町小河 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(1)(1) I (109000221)	相生市矢野町小河 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音 I (109000222)	相生市矢野町小河 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井 I (109000223)	相生市矢野町上土井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(5) I (109000224)	相生市矢野町中野 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
能下(2) I (109000225)	相生市矢野町能下 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生(1) I (109000226)	相生市矢野町瓜生 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生(2) I (109000227)	相生市矢野町瓜生 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 I (109000228)	相生市矢野町菅谷 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊

小河(3)Ⅰ (109000229)	相生市矢野町小河 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(1)(2)Ⅰ (109000230)	相生市矢野町小河 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(2)(2)Ⅰ (109000231)	相生市矢野町小河 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出Ⅱ (109000232)	相生市矢野町釜出 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅱ (109000233)	相生市矢野町榊 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅱ (109000234)	相生市矢野町榊 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅱ (109000235)	相生市矢野町榊 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(4)Ⅱ (109000236)	相生市矢野町榊 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(5)Ⅱ (109000237)	相生市矢野町榊 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(6)Ⅱ (109000238)	相生市矢野町榊 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(7)Ⅱ (109000239)	相生市矢野町榊 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(8)Ⅱ (109000240)	相生市矢野町榊 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(9)Ⅱ (109000241)	相生市矢野町榊 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
金坂(1)Ⅱ (109000242)	相生市矢野町金坂 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
金坂(2)Ⅱ (109000243)	相生市矢野町金坂 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野Ⅱ (109000244)	相生市矢野町中野 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(1)Ⅱ (109000245)	相生市矢野町中野 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
能下(1)Ⅱ (109000246)	相生市矢野町能下 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
能下(2)Ⅱ (109000247)	相生市矢野町能下 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(2)Ⅱ (109000248)	相生市矢野町瓜生 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋Ⅱ (109000249)	相生市矢野町瓜生 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生Ⅱ (109000250)	相生市矢野町瓜生 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊

上Ⅱ (109000251)	相生市矢野町上 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(1)Ⅱ (109000252)	相生市矢野町菅谷 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(2)Ⅱ (109000253)	相生市矢野町菅谷 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅱ (109000254)	相生市矢野町上 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(2)Ⅱ (109000255)	相生市矢野町二木 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(2)Ⅱ (109000256)	相生市矢野町小河 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅱ (109000257)	相生市矢野町小河 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(4)Ⅱ (109000258)	相生市矢野町小河 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(5)Ⅱ (109000259)	相生市矢野町小河 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(6)Ⅱ (109000260)	相生市矢野町小河 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
真広Ⅱ (109000261)	相生市矢野町真広 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(1)Ⅲ (109000262)	相生市矢野町釜出 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(2)Ⅲ (109000263)	相生市矢野町釜出 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(3)Ⅲ (109000264)	相生市矢野町釜出 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(4)Ⅲ (109000265)	相生市矢野町釜出 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(5)Ⅲ (109000266)	相生市矢野町釜出 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜出(6)Ⅲ (109000267)	相生市矢野町釜出 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(1)Ⅲ (109000268)	相生市矢野町榊 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(2)Ⅲ (109000269)	相生市矢野町榊 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
榊(3)Ⅲ (109000270)	相生市矢野町金坂 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野(1)Ⅲ (109000271)	相生市矢野町中野 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野(2)Ⅲ (109000272)	相生市矢野町中野 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊

能下Ⅲ (109000273)	相生市矢野町能下 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(1)Ⅲ (109000274)	相生市矢野町森 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(2)Ⅲ (109000275)	相生市矢野町森 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(3)Ⅲ (109000276)	相生市矢野町中野 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
上(1)Ⅲ (109000277)	相生市矢野町瓜生 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
上(2)Ⅲ (109000278)	相生市矢野町瓜生 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
上(3)Ⅲ (109000279)	相生市矢野町上 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生(1)Ⅲ (109000280)	相生市矢野町瓜生 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋Ⅲ (109000281)	相生市矢野町瓜生 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(1)Ⅲ (109000282)	相生市矢野町菅谷 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(2)Ⅲ (109000283)	相生市矢野町菅谷 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(3)Ⅲ (109000284)	相生市矢野町菅谷 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(1)Ⅲ (109000285)	相生市矢野町二木 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(2)Ⅲ (109000286)	相生市矢野町二木 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(3)Ⅲ (109000287)	相生市矢野町二木 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(4)Ⅲ (109000288)	相生市矢野町二木 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
二木(5)Ⅲ (109000289)	相生市矢野町二木 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
真広Ⅲ (109000290)	相生市矢野町真広 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(1)Ⅲ (109000291)	相生市矢野町小河 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(2)Ⅲ (109000292)	相生市矢野町小河 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(3)Ⅲ (109000293)	相生市矢野町小河 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(4)Ⅲ (109000294)	相生市矢野町小河 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊

小河(5)Ⅲ (109000295)	相生市矢野町小河 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(6)Ⅲ (109000296)	相生市矢野町小河 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(7)Ⅲ (109000297)	相生市矢野町小河 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河(8)Ⅲ (109000298)	相生市矢野町小河 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井(1)Ⅲ (109000299)	相生市矢野町上土井 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井(2)Ⅲ (109000300)	相生市矢野町上土井 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井(3)Ⅲ (109000301)	相生市矢野町上土井 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井(5)Ⅲ (109000302)	相生市矢野町上土井 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢野川Ⅰ (209000072)	相生市矢野町釜出 (別図100のとおり)	土石流
榑荒神山川Ⅰ (209000073)	相生市矢野町榑 (別図101のとおり)	土石流
矢野町榑Ⅰ (209000074)	相生市矢野町榑 (別図102のとおり)	土石流
矢野町金坂1Ⅰ (209000075)	相生市矢野町金坂 (別図103のとおり)	土石流
矢野町金坂2Ⅰ (209000076)	相生市矢野町金坂 (別図104のとおり)	土石流
矢野町中野Ⅰ (209000077)	相生市矢野町中野 (別図105のとおり)	土石流
鍛冶屋Ⅰ (209000078)	相生市矢野町瓜生 (別図106のとおり)	土石流
菅谷2Ⅰ (209000079)	相生市矢野町菅谷 (別図107のとおり)	土石流
真広1Ⅰ (209000080)	相生市矢野町真広 (別図108のとおり)	土石流
矢野町二ツ木Ⅰ (209000081)	相生市矢野町二木 (別図109のとおり)	土石流
下田3Ⅰ (209000082)	相生市矢野町下田 (別図110のとおり)	土石流
小河2Ⅰ (209000083)	相生市矢野町小河 (別図111のとおり)	土石流
小河4Ⅰ (209000084)	相生市矢野町小河 (別図112のとおり)	土石流
小河6Ⅰ (209000085)	相生市矢野町小河 (別図113のとおり)	土石流
小河7Ⅰ (209000086)	相生市矢野町小河 (別図114のとおり)	土石流

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名 成世邦俊
住所 赤穂市御崎2-8
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 銀波荘
所在地 赤穂市御崎2-8
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課
縦覧期間 平成21年12月1日から同月14日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成21年12月1日から同月14日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消年月日
株式会社 井上油店	神戸市中央区元町高架通3-281	平成21年9月1日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市塩屋字寺田289番、289番6から289番12まで
同市塩屋字溝尻308番、309番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市勝原区宮田576番3
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹田博哉
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年6月8日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-7号（21赤穂）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年12月 1 日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アクロスプラザ西脇
所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 大和情報サービス株式会社
代表者の氏名 福 島 長 男
住所 東京都台東区上野七丁目14番4号
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
有限会社魚松	午前9時	午後9時30分
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後9時30分
ゴダイ株式会社	午前9時	午後9時30分

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
有限会社魚松	午前9時	午後9時30分
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後9時30分
ゴダイ株式会社	午前9時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前0時30分まで

- 4 変更年月日
平成21年12月 1 日
- 5 届出年月日
平成21年10月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成21年12月 1 日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年4月 2 日

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

~~~~~

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成21年12月1日

阪神南県民局長 中西 一人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ甲子園口南  
所在地 西宮市甲子園口3-20-1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,378平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成21年11月15日
- 5 届出年月日  
平成21年11月13日

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年12月1日

契約担当者

兵庫県立淡路景観園芸学校長 中瀬 勲

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
コンピュータシステム一式（賃貸借）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成22年4月1日（木）から平成27年3月31日（火）まで（5年間）
 - (4) 設置場所
兵庫県立淡路景観園芸学校
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校 総務課 担当 梅宮
電話 (0799) 82-3131 F A X (0799) 82-3124

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年12月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成21年12月8日（火）午後2時 兵庫県立淡路景観園芸学校 小会議室

- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成22年1月12日（火）午後2時 兵庫県立淡路景観園芸学校 小会議室

- (5) 入札書の提出期限
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、平成21年12月15日（火）午後4時までに一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。

- (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成21年12月2日（水）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)の場所に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様が分かるもの

エ 協議結果 平成21年12月25日（金）に入札者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (4) 入札者は、上記(2)エにより承認された物品で入札すること。

- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成21年12月18日（金）までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年1月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立淡路景観園芸学校長（以下「学校長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年1月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Isao Nakase, Schoolmaster, Hyogo Prefectural Awaji Landscape Planning & Horticulture Academy

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computer System 1 set

(3) Lease period: From 1 April 2010 through 31 March 2015

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Awaji Landscape Planning & Horticulture Academy

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 15, 2009

(6) Deadline for tender:

14:00 January 12, 2010

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Umemiya, Hyogo Prefectural Awaji Landscape Planning & Horticulture Academy

954-2 Nojimatokiwa, Awaji, Hyogo Prefecture 656-1726

TEL (0799)82-3131 FAX (0799)82-3124

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年12月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 藤本高義

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

体外式衝撃波結石破碎装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成22年3月10日（水）

(4) 納入場所

県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9

県立西宮病院総務部経理課

電話（0798）34-5151

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年12月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年12月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成22年1月15日（金）午後2時 県立西宮病院 2号棟2階大会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年1月12日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年1月18日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成22年1月18日（月）午後4時ま

でに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成21年12月15日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年1月26日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujimoto, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Extracorporeal Shock Wave Lithotripter 1set

(3) Delivery period: March 10, 2010

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてB5からA95までの等級に格付けされていること。

カ 平成5年度以降に、元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として、病院の蓄電池改修工事の施工実績があること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成21年12月1日（火）から平成22年1月4日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年条例第15条）に規定する日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒670-0981 姫路市西庄甲520

県立姫路循環器病センター総務部経理課

電話番号（079）293-3131

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成21年12月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成21年12月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成21年12月2日（水）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成21年12月18日（金）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成22年1月5日（火）10時から

(2) 入札及び開札の場所

姫路市西庄甲520

県立姫路循環器病センター 新館5階 中会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。

ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

(7) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。

(4) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、県立姫路循環器病センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県(県立姫路循環器病センター)を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。